

指定済み

現在日本で使用されている
アルミニウム系食品添加物 5 品目

1	硫酸アルミニウムカリウム (カリウムミョウバン)
2	硫酸アルミニウムアンモニウム (アンモニウムミョウバン)
3	食品タール色素のアルミニウムレーキ
4	アルミニウム末
5	カオリン、活性白土、酸性白土、ベントナイト、ゼオライト (主成分は含水ケイ酸アルミニウム)

未指定

アメリカが指定を
要求している
アルミニウム系食品添加物 4 品目

1	アルミノケイ酸ナトリウム (固結防止剤)
2	ケイ酸アルミニウムカルシウム (固結防止剤)
3	カルミン (着色料)
4	酸性リン酸アルミニウムナトリウム (膨張剤・形状安定等)

アルミニウムを含有する
食品添加物の
用途とおもな食品

- スポンジケーキ・蒸しパン・まんじゅう・ドーナツ等の菓子類 (膨張剤)
- ナスやシソの漬け物など (色止め剤)
- ウニ・タコ・イカなど (形状安定剤)
- 芋や栗の煮物など (品質安定剤)
- その他着色料として食品全般に

(保険等の非関税措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡)

(日本側書簡)

2 食品添加物

日本国政府は、四十六品目の国際汎用添加物から成る二千二年のリストのうちまだ指定されていない四品目全てについて、追加的な資料の収集に要する期間を除くほか、**原則としておおむね一年以内に食品添加物として認めることを完了することを決定した**二千十二年七月十日付けの閣議決定を誠実に実施することを確認する。

出典：「保険等の非関税措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡」より ※マーカー強調は吉良よし子事務所

2016年12月1日 参議院 環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会提出資料 日本共産党 吉良よし子

米国通商代表部の『2016年外国貿易障壁報告書』等について ～農林水産関係を中心として～

食品添加物

日本の食品添加物の規制は、いくつもの米国食品、特に加工食品の輸入を制限している。米国及び他の市場で広く使用されている数多くの添加物が、日本では認可されていない。

(中略)

2002年、日本は、**迅速化された認可プロセスに従わなければならないであろう**46品目の食品添加物のリストを作成した。4品目の例外を除いて全てが認可されており、**米国は、4品目については日本が現在審査中であると理解している。米国は、その審査を完了するよう、日本に強く求めている。**

出典：米国通商代表部の『2016年外国貿易障壁報告書』等について～農林水産関係を中心として～ 平成28年4月 衆議院調査局 農林水産調査室より

※マーカ一強調は吉良よし子事務所 2016年12月1日 参議院 環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会提出資料 日本共産党 吉良よし子